

申請要領

申請の窓口

阪南市 都市整備部 都市整備課 (阪南市尾崎町1丁目18-15 市役所分館)

提出書類

1. 事前協議書

- ・ 下記部数およびPDFデータによる事前協議書一式をご提出ください。
- ・ うち、大阪府、広域まちづくり課、大阪府広域水道企業団阪南水道センター（宛名は所長宛に修正必要）への提出は申請者様にて直接各窓口にご提出してください。（提出前に都市整備課の事務処理必要な場合有）
- ・ 開発事業によっては提出部数の追加が必要な場合がありますので、市担当者の指示に従ってください。
- ・ 提出の際、鑑様式については下記様式にてご提出ください。

名目	提出部数	鑑様式	備考
都市計画法の開発（調区）	7部+PDF	大阪府様式 にて提出	内、副本の1部は大阪府から返却された協議済のもの
道路位置指定	8部+PDF	大阪府様式 にて提出	大阪府への提出は、 阪南市都市整備課との協議後
宅地造成及び特定盛土等 規制法（盛土規制法）関係	3部+PDF	大阪府様式 にて提出	大阪府への提出は、 阪南市都市整備課との協議後
都市計画法の開発（市区）	8部+PDF	広域まちづくり課様式 にて提出	広域まちづくり課への提出は、 阪南市都市整備課の経由事務後
その他の開発 （阪南市開発指導要綱）	7部+PDF	阪南市様式 にて提出	-

※上記の部数は標準の部数であり、用途等によって増えることがあります。

2. 都市計画法32条協議

2部（正・副）とPDFデータによる書類一式をご提出ください。

3. 都市計画法第29条許可申請、建築基準法による道路位置指定の許可申請、 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可申請、阪南市開発指導要綱による開発申請

下記部数をご提出ください。

名目	提出部数	備考
都市計画法の開発（調区） 道路位置指定 盛土規制法関係	3部	阪南市都市整備課の経由事務の後、2部返却。 その後申請者様にて大阪府に提出。
都市計画法の開発（市区）	3部	阪南市都市整備課の経由事務の後、2部返却。 その後申請者様にて広域まちづくり課に提出。
その他の開発 （阪南市開発指導要綱）	2部	市の事務処理後、1部（副）返却。

4. その他

阪南市の各関係課において必要とする図書は、事前協議の際に通知します。